

奥州市上下水道事業告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者を指定した。

令和6年7月4日

奥州市長 倉 成 淳

- 1 氏名又は名称 奥州市水道工事業協同組合
- 2 住所又は所在地 岩手県奥州市水沢秋葉町114番地1
- 3 代表者職氏名 代表理事 細川 勝男
- 4 指 定 番 号 第303号
- 5 有 効 期 限 令和11年7月3日